

## 滋賀県畜産技術振興センター和牛子牛販売会実施要領

### 第1 目的

滋賀県畜産技術振興センター（以下、「センター」という。）は、キャトル・ステーション運営事業で買い上げた和牛子牛ならびに高品質近江牛づくり推進事業で生産した和牛子牛を県内畜産農家に供給するため、和牛子牛販売会（以下、「販売会」という。）を実施するにあたり、必要な事項をこの要領で定める。

### 第2 販売の対象者

販売の対象者（以下、「購買者」という。）は、県内で和牛を飼育している者、または、和牛の飼育を開始しようとする者とする。

### 第3 購買の申込

購買者は、必要事項を記載した販売会参加申込書を、センター事務所に提出し、購買者番号ならびに購買者証の交付を受けるものとする。

### 第4 販売価格の決定

販売会における子牛の売買は、せり売の方法によって行う。

### 第5 せり売の方法

- 1) 子牛は、センター所長の定める順序によりせり場に入場するものとする。
- 2) せりは自動システム機で行うものとする。
- 3) せり上げ単位は、1, 000円とする。

### 第6 せりおとし人の決定

- 1) 自動システム機で最高価格を提示した者をせりおとし人とする。
- 2) せりおとし人が決定したときは、せり進行者は、直ちにその価格およびせりおとし人の購買者番号を呼び上げるものとする。

### 第7 家畜の搬出

せりおとし人は、せりおとした子牛を販売会当日の業務時間内に搬出しなければならない。

## 第8 子牛販売代金の決済

- 1) センターは、せりおとし人に対し、せりおとし価格に相当する金額に100分の110を乗じて得た額ならびに納付期限を記載した納付書を発行する。
- 2) せりおとし人は、当該牛について検収の上、納付書に記載した納付期限内に指定した金額を指定金融機関等に収めることとする。

## 第9 せり開始前の公表事項

- 1) せり開始前の公表事項は、品種、性別、日令、体重、疾病および悪へきならびに血統能力または、経歴を証明する書類の有無とする。
- 2) 前項の事項の公表は、同項の事項をせり進行者が呼びあげまたは、出場名簿に記載配布して行うものとする。

## 第10 販売会における秩序の維持に関する事項

センター所長は、次の各号の一に該当する者に対して退場または期間を限って入場の禁止を命じることができる。

- 1) この実施要領に定める規定に違反した者
- 2) 販売会の家畜で売買の成立していないものにおいて虚偽の風説を流布した者
- 3) 販売会において虚偽の申告をした者
- 4) 販売会の業務を妨害し、または秩序を乱した者もしくはそのおそれがある者
- 5) 故意にセンターの施設をき損した者または家畜に危害を加えた者
- 6) 係員の指示に従わない者

## 第11 その他

せりおとした子牛のセンター外への搬出後に起きた事故については、センターはその責を負わない。

ただし、せり日から7日以内において、センターに過失があり、正当な理由があるとセンター所長が認めた場合は、購買者は当該牛の購入を取り消すことができる。なお、その間の飼養実費は、センターから購買者に支払うものとし、その額は、キャトル・ステーションの1日あたりの飼養実費を日数に乗じた額とする。

付則 この要領は、令和2年9月1日から施行する。

この通知による改正は、令和8年1月29日から施行する。